

| | |
|--------------|---|
| Title | スピノザ『エチカ』における規範という問題 |
| Author(s) | 小田, 裕二郎 |
| Citation | 待兼山論叢. 哲学篇. 2016, 50, p. 57-72 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/70025 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

スピノザ『エチカ』における規範という問題

小田 裕 二 朗

キーワード：規範／法／人間本性／力能／徳

はじめに

『エチカ』において規範 *norma* という言葉が用いられることはほとんどない。また、用いられることがあったとしても、「真理の規範 *norma veritatis*」というときのみであって、¹⁾ 道徳的規範や倫理的規範という意味で用いられることはまったくない。にもかかわらず、研究者はスピノザの倫理について論じる際、規範という言葉を用いることがある。スピノザ自身が使っていない意味での規範という言葉を、『エチカ』に読み込もうとするのはナンセンスではないのだろうか。

しかし、『エチカ』が倫理的規範について語っていると考えるのも無理からぬことである。というのも、『エチカ』第4部の序言でスピノザは「人間本性の型 *exemplar humanae naturae*」なる観念について言及しているからである。

「なぜなら、我々は眺めるべき人間本性の型としての人間の観念を形成することを欲する *ideam hominis tanquam naturae humanae exemplar, quod intueamur, formare cupimus* のであるから、今言った意味でこれらの言葉を保持することは我々に有益であるだろう。そこで以下では、善ということで私は、我々が我々の形成する人間本性の型にますます近づく手段になることを我々が確実に知るものであると解するであろう。こ

れに反して、悪ということでは、我々がその型に一致するようになるのに妨げとなることを我々が確実に知るものであると解するだろう。さらに我々は、人間がこの型により多くあるいはより少なく近づく限りにおいて、その人間をより完全あるいはより不完全と呼ぶであろう」(E4Pr)。

ここで言及されている型が、『エチカ』における規範と見なされ、我々が目指すべき人間の理念と解されたり、現実の生を評価するための尺度と解されたりする。すなわち、スピノザの倫理学が一種の規範倫理学として考えられているのである。

では、規範という語はスピノザの語彙になかっただけで、今日我々が規範と呼ぶようなものをスピノザは『エチカ』において構成していたのだろうか。ところが事態はそう単純ではない。なぜならスピノザは終始、人間にしる自然物にしる、そういったもののあるべき姿といった理念の存在には批判的である。

そもそもスピノザは、第4部序言の前半部分において、完全・不完全、善・悪について、思考の様式 *modus cogitandi* に過ぎないとしており、そのため、なんらかの理念を立てて事物の完全性を評価したり、なんらかの尺度でもって善悪を判断したりすることは、明らかにスピノザの哲学にそぐわないように思われる。ビドニーが指摘する通り、スピノザの完全性や価値に関する唯名論的な態度はすべての規範倫理学の意味を消失させてしまう²⁾。

ビドニーはこの困難を十分に認めたとうえで、「絶対に完全な人間の観念は本性上、各々の個人によるその現実的な到達に先立つ」とし、「人間本性の型は人間における努力の目的因あるいは人間の努力の目標として働いている」と多少強引な解釈をする³⁾。そこで、ビドニーのような目的因を導入する解釈を回避するために、規範という言葉が用いられる。ビドニーを批判する真田はまさしく「我々はスピノザの言う「人間本性の型」を、やはりビドニーと同じくそれ自体が客観的妥当性を有する理性概念であると考えたい

が、それはこの概念がスピノザの倫理思想において一つの「規範」という性格を与えられるべきものであるということであって、ビドニーの主張するようにこの概念を一つの「目的因」と見做すということではない⁴⁾と、ビドニーの目的因による解釈を避けるために『エチカ』を規範概念によって解釈しようとする。結果真田は、「スピノザの言う「人間本性の型」あるいはその内実が、我々の個別的な「本性」とは無関係に人間一般における普遍的価値を担うものとして、予め何者かによって我々の前に設定された理念などではなく、むしろ我々自身が自己の置かれている状況において、自己の「本性」の必然的展開を目指して、あるいは自己の「努力」の実現を目指して形成し自らに与えて行く目標ないし理念である、と理解する⁵⁾と結論づける。時折、研究者によって用いられる「内在的規範」という言葉もおおむねこのような意味で用いられると考えてよいだろう⁶⁾。確かに、この解釈の方向性であればスピノザの「善悪や完全性は思考の様式に過ぎない」という唯名論的な立場とも合致し、かつビドニーのように目的因を導入することなくスピノザの倫理を解釈できるように思われる。

だが、冒頭でも触れたようにスピノザ自身、倫理的な意味では用いていない規範という語を『エチカ』に読み込むことにも問題がある。スピノザの倫理のなかに何かしらの規範的性格を読み込むことは、結局は「自己の本性の必然性のみに従って行為せよ⁷⁾」という奇妙な規範を『エチカ』のなかに読み込むことになってしまう。人間の自由意志を認めない『エチカ』において、命法を伴った規範や、あるいは実現すべき理念といったものをいかにして認めることができるかという問題はさておくとしても、必然性ということ、「その物の本質ないし定義からか、それとも与えられた起成原因から必然的に生起する」(E1P33S1)とするスピノザにとって、「自己の本性の必然性のみに従って行為せよ」という規範はそれ自体不条理な規範であると言わざるを得ない。必然的に存在するもの、あるいは行為するものはそうあるべくして、いわば必然的にそのように存在あるいは行為しているのであり、何かに命じられてそうあるのではないのだから。要するに、外在的ないし超越

的な規範や、目的因といった要素をスピノザ哲学にそぐわないものとして排除するために、内在的規範なる語を用いたところで、結果的に別の困難を新しく抱えることになるのである。

これらの解釈の困難を踏まえ、本稿ではまず、この「人間本性の型」がどういう観念であり、いかにして形成されるかを明らかにし、スピノザの倫理学がそもそもどういった目的で構成されるかを明らかにしたい。

1、『神学・政治論』における神の法 *lex divinae*

『神学・政治論』の第4章でスピノザは「神の法」について議論している。そこで、スピノザは神の法に関わる探究は普遍的な倫理学 *ethica universalis* に属すると述べる。従って、『神学・政治論』においてはそういった神の法が具体的にいかなるものなのかは取り扱わず、神の法一般に関することのみを取り扱う (GIII60)。しかしスピノザ自身倫理学とは分野が異なると断っているとはいえ、この神の法の探究が倫理学に属すると述べている以上、神の法についての議論も『エチカ』の内容に関わっているだろう。そこで、神の法について議論しているこの『神学・政治論』の第4章を読解することで、そのような倫理学の対象である神の法をスピノザがどのように捉えているかをうかがい知ることができる。

スピノザによれば、一般的に法というと、「人々が遂行することも、無視することもできる指令 *mandatum*」 (GIII58) として理解されているという。こういった法をより限定的に定義すると、「人間がなんらかの目的のために自己あるいは他者に対して定める生活規則 *ratio vivendi*」である (ibid.)。このように解された法が、「神の法」と「人間の法」とに分類される (GIII59)。人間の法が、「単に国家や生活の安全にのみ役立つ生活規則」 (ibid.) に対し、神の法とは、「もっぱら最高善に、言い換えれば神についての真なる認識や愛に関わる生活規則」 (ibid.) である。こうした生活規則を神の法と呼ぶのは、最高善というものの本性に由来している。

「我々のよりよき部分は知性である。だからもし我々が真に我々にとって有益なものを求めようと欲するのであれば、何よりもまず、我々ができる限り知性を完成させようと努力しなければならない、ということは確実である。というのも、我々にとっての最高善は知性の完成から成るのでなければならないから。次に、我々の認識、および実にすべての疑いを除去する我々の確信は、すべてただ神の認識のみに依存している。というのも、神なしではいかなるものも存在しえず、考えられないからであり、また、我々が神についての明晰判明な観念を何ら有さないあいだは、我々はすべての事物について疑うことができるからでもある。このことから、我々の最高善及び完全性はただ神の認識にのみ懸かっている云々、ということが帰結する。さらに、神なしではいかなるものも存在しえず、考えることができないのだから、自然のうちにあるものはすべて、その本質および完全性に応じて、神の概念 *conceptus* を含みかつ表現していることは確かである。そしてそれゆえ、我々が自然の事物について知れば知るほど、よりいっそう、かつより完全な神についての認識を獲得するということになる。あるいは（原因による結果の認識は、その原因についての何らかの特質を認識するという他に他ならないのだから）、我々が自然の事物について知れば知るほど、それだけより完全に神の本質（すべての事物の原因である）を認識するということになる。そしてしたがって我々の認識はすべて、すなわち我々の最高善は、神の認識に依存しているというのみならず、まったく神の認識に存するということでもある」（GIII59-60）。

ここで証明されている事柄は、最高善が「ただ神の認識にのみ懸かっている」ということと、「まったく神の認識に存する」ということである⁸⁾。この意味で、人間のすべての活動の目標は神であり、この目標に関わる生活規則のことを神の法と呼ぶのである。

以上のことから、この目標によって求められる生活規則がいかなるものなのか、そういった事柄は普遍的な倫理学に属する事柄であると述べられる(GIII60)。

そして重要なのは、この神の法が「普遍的であり、すべての人間に共通である」ということである。「というのも、我々は普遍的な人間本性から自然的な神の法を導出するからである」(GIII61)。ゆえにスピノザは、この神の法を「人間精神に生得的なものであって、いわば書き込まれていると考えるべきである」(GIII69)と述べる。

ここで言われている自然的な神の法というものが、『エチカ』における倫理規範ではないだろうか。『人間本性の型』と呼ばれる観念は、『神学・政治論』でいわれているように「人間の本性」から導出されるような観念といえるのではないだろうか。

実際、『エチカ』においてもしばしば「正しい生活規則 *recta ratio vivendi*」という言葉が用いられる⁹⁾。『神学・政治論』を通して、こうした生活規則が、神の認識を目標として立てられること、そして人間本性から導出されるといふこと、最後にすべての人間に普遍的であるということがわかった。

では、こうした生活規則が具体的にどのようなものか、また、いかにして人間本性から導出されるか、それは普遍的な倫理学である『エチカ』を通して考えなければならない。

2、自己保存の努力は徳の第一かつ唯一の基礎である

まずはスピノザにおける徳 *virtus* の定義を見てみよう。

「徳ということで私は、力能 *potentia* と同一のものであると解する。すなわち (第三部定理 7)、人間に関連づけられる徳とは、その人間の本性の法則によってのみ理解することのできる何がしかを起こす力能を持つ限りにおいて、人間の本質もしくは本性そのものである」

(E4Def8)。

援用されている第三部の定理7はいわゆる自己保存の努力についての定理である。「おのおのの事物が自己の有に固執しようと努める努力 *conatus* はその事物の現実的な本質 *essentia actualis* にほかならない」(E3P7)。この定理の証明のなかで、努力と力能は同一視されている (*potentia sive conatus*)。我々が自己の有に固執するその努力は、我々の力能そのものなのである。

ではなぜこの力能が我々の徳であると定義されるのか。そもそも「精神は自己の活動力能を定立することのみを表象しようと努める」(E3P54)。なぜなら、精神の力能ないし努力は精神の本質そのものであるから、「精神の本質は(それ自体で明らかなように)、精神が在るところのもの、精神がなしうるところのもののみを肯定し、精神が在らぬところのもの、精神がなしえないところのものは肯定しない」(E3P54Def)。そして精神はそうした力能を観想するときまさに喜びを感じる (E3P53)。スピノザが徳を力能であると定義するのは、我々の力能を徳として定立するためである。我々の力能の認識、これが『エチカ』第4部後半の狙いである。¹⁰⁾ 徳を、「自己の有に固執しようと努める努力」によって定義するということは、その努力を徳の原因として、徳の特質をすべて導出するためである。実際にスピノザは与えられた定義から特質を導出することをそういう風に考えていた。

「ところで、多くの事物の観念のうちのどの観念から対象のすべての特質 *proprietas* が導出されうるかを知るためには、私はただ、その事物の観念あるいは定義が起成原因を表現すること、その一点のみに注目します。たとえば、円の諸特質を探究するために私は、円のこの観念、つまり無数の矩形から成る という円のこの観念から、すべての円の特質を導出しうるかどうかを調べます。つまり私は、この観念が起成原因を含むかどうかを調べます。しかしこの観念は起成原因を含まないので、私は他の観念を求めます。すなわち、円とは直線の一方の端点が動かず

もう一方の端点が運動することによって描かれる空間である、という観念を求めます。この定義はすでに起成原因を表現しているのです、私はそこから円のすべての特質を導出しうることを知ります……」(EP60)。

この円の例と同様にスピノザは、「徳とは人間の力能そのものであり、そしてそれは人間の本質にほかならない」(E4P20D) という定義から、「自己の有に固執する努力は事物の現実的本質にほかならない」という定理を仲介し、「言い換えれば徳とは人間が自己の有に固執する努力のみに存する」(ibid.) とし、「ゆえに各人は自己の有を維持することにより多く努めかつより多くこれをなしうるに従ってそれだけ有徳である」(ibid.) という徳に関する特質を証明した。

「自己保存の努力は徳の第一かつ唯一の基礎である。なぜならこの原理よりさきにはほかのいかなる原理も考えられることができず(前定理により)、またこの原理なしには(この部の定理 21 により) いかなる徳も考えられないからである」(E4P22C)。

最高善に関わる生活規則としての神の法は、人間の普遍的な本性から導出される、とスピノザは『神学・政治論』で述べていた。有徳的に行為することは、自己の本性の法則に従って行為するということであり、それは自己の利益を求める原理に基づいて行為することにほかならない (E4P24D)。すなわち人間の普遍的な本性とは自己保存の努力のことであり、『エチカ』の第 4 部は、その努力を基礎として諸々の正しい生活規則を導出している。その際、何が善と呼ばれ何が悪と呼ばれるのか、どういった感情が理性と一致し、どういった感情が理性から生じないのか、自由な人間はどのように振る舞うか、といったことが正しい生活規則として導出されており、また、冒頭で触れた「人間本性の型」としての人間の観念が形成されているといえよう。すなわち、「人間本性の型」とは人間本性から必然的に導出される生活

規則である。人間本性の法則のみからいかなる規則が導出されるか、論証を通じた原因と結果のシミュレーションによって導き出されている。¹¹⁾

3、論証のもたらす効果

冒頭のテーマに戻ろう。このようにして見ていくと、実際『神学・政治論』第4章では「人間精神に生得的なものであって、いわば書き込まれていると考えるべきである」と言っていることから、内在的規範を持ち込む解釈も正しいように思えるし、また逆に、「自己保存の努力を基礎として、正しい生活規則が導出される」のであるならば、ビドニーが「絶対的に完全な人間の観念は本性上、各々の個人によるその現実的な到達に先立つ」と解釈するのも正しいように思える。しかし、これらの解釈が必ず困難に突き当たってしまうのは、「人間本性の型」というのを、達成すべき理念や、実現すべき本質として前提していたり、あるいは「正しい生活規則」に、何かしらの規範的な意味合いを前提したりしているからである。

スピノザは、『エチカ』第4部の序言で人間本性の型を導入したあと、「より大なる完全性からより小なる完全性への移行」ということを、「ひとつの本質ないし形相から他の本質ないし形相に変化する」という意味ではなく、単に「人間の本性を活動力能と解する限りにおいて、活動力能が増大する」という意味で言っているだけで、この点は特に注意しなければならないと断っている。すなわち完全性の移行ということで、不完全だった人間がより完全な人間となる、といったような事態を考えていないし、どんどん理想や理念に近づいていくようなことも考えていない。『神学・政治論』の例を借りるならば、「魚は本性上泳ぐように決定されており、大きい魚が小さい魚を食べるように決定されている」(GIII189)。確かに、陸にあげられた魚よりも水中を泳ぎまわる魚の方が活動力能は陸上よりも増大しているのだろうが、だからといって不完全だった魚がより完全な魚になったというわけではない。このような理想的な自然物の型を作り出して、自然物に対して完全不

完全を判断するようなやり方は、自然が何か目的のために働いていると考える我々の表象からくるのであった (E4Pr)。もちろん、人間の身体は魚の身体ほど単純ではないし、自由意志という幻想からさまざまな錯覚にとらわれているため (E1AP)、人間が本性の必然性のみに従って行為するとしたら、いかに振る舞うかを導出しなければならなかったのではあるが、それは我々の力能を定立するためであって、目指すべき理想像を提示するためではない。善悪にしても、何が我々の本性と一致し、何が我々の本性と対立するのかを示すだけであって、人間が求めなければならない善や忌避しなければならない悪を示すためではない。そもそも、「人間は外部の原因から生じうる他の諸原因を取り除く」(E4P4D) ことも、「人間が自己の保存に役立つ以外のいかなる変化も被らないように自然を仕向ける」(ibid.) ことも、不可能なのである。

ならば神の法としての生活規則を論証することにはいかなる意味があるのだろうか。そもそも、「精神は自己自身ならびに自己の活動力能を観想するときに喜びを感じずる」(E3P53) ののであった。『神学・政治論』においてもスピノザは「私たちの最高善、私たちの至福は、神の認識に、すなわち神への愛に帰着する」(GIII60) とも述べている。

「最後に、神の法の最高の報酬は、この神の法そのもの、すなわち神を認識し、神を真なる自由から、しっかりとした恒常なる魂でもって愛することが報酬である。他方、罰というのは、これらの欠如であり、肉への隷属、あるいは一貫性がなく変わりやすい魂なのである」(GIII62)。

「徳の報酬は徳そのものである」、これは『エチカ』にも一貫して見られるテーゼだが、「完全な人間のみが喜びを感じることができる」ということではなく、「我々の最高の幸福ないし至福は神に対する認識のみ存する」(E2P49S) ということである。論証を通して、人間の本性の法則を認識する

ことが喜びなのである。従って、「我々が理性に基づいてなすすべての努力は認識することのみ向けられる」(E4P26)、そして「我々は、真に認識に役立つものあるいは我々の認識を妨害しうるもののみが善あるいは悪であることを確知する」(E4P27)。

当然、こういった徳を知ることによって、そのように行為できなかった自己に対して自己卑下の感情を抱くこともない。最大の自己卑下は最大の高慢と並んで自己に関する最大の無知とされている(E4P55)。そしてそれは精神の最大の無力さを示している(E4P56)。この定理の証明を見ると、スピノザがいかに徳を認識することそのものを重視していたかがわかる。

「徳の第一の基礎は、自己の有を維持すること(この部の定理22の系により)、そしてそれを理性の導きからなすことである(この部の定理24により)。ゆえに、自分自身を知らぬ者は、徳の基礎をすべて知らない者であり、したがってすべての徳を知らない者である。次に有徳的に働くとは理性の導きによって行為することにほかならず(この部の定理24により)、そして理性の導きに従って行為する者は自分が理性の導きに従って行為していることを必ず知っていなければならない(第二部定理43により)。このように、自分自身を、そして従って(たった今示したように)すべての徳を最も知らない者は、ほとんど有徳的に行為しない者であり、すなわち(この部の定義8から明らかなように)、魂が最も無力なのである。それゆえ(前定理により)最大の高慢あるいは最大の自己卑下は精神の最大の無知である。かくてこの定理は証明された」(E4P56Dem)。

だから高慢な人間、あるいは自己卑下する人間は感情に最も動かされやすく(E4P56C)、自己の権利のもとではなく偶然の運 fortuna の権利のもとにある。これに対して、徳すなわち人間の力能をしっかりと認識している者は、自らが理性に従って行為できるとしても名誉心に囚われたり高慢になったり

することはなく、また、理性に従って行為したとしても後悔の念に囚われたり自己卑下したりすることはない。

おわりに

もちろん、スピノザは正しい生活規則は認識することのみが重要で、その実践はまったく考えていなかったというわけではない。実際、こうした生活規則が我々の手中にあるためには、たとえば「人間が通常加えるもろもろの不法を思い浮かべ、これを再三熟慮し、かつ寛仁によってそれが最も良く除去されうる方法と経路とを考えておかねばならぬ」(E5P10S)と、実生活への適用も当然考えていた。¹²⁾

しかし、本稿が示したかったことは『エチカ』第4部後半の目的が、人間の普遍的な本性から導き出される生活規則(『神学・政治論』でいうところの神の法であり、第4部の序言でいうところの「人間本性の型」)を正しく認識することにあつたということであり、その規則を目指すことや実現することではなく、認識そのものに喜びがあるということである。この「正しい生活規則」は、『エチカ』の第4部の付録において主要項目に還元して、並べているのだが、その最後で次のように述べている。

「しかし人間の力能は非常に限られており、外部の原因の力能によって無限に凌駕されている。従って、我々の外部にある事物を、我々の用途に適合させる絶対的な力能を我々は持っていない。それでも、我々の利益の計算 ratio が要求することとは反対のことが我々に起こつたとしても、もし我々が自らの義務を果たしたこと、我々の有する力能は我々がそれを避けるところまでは至らなかったこと、我々は全自然の秩序に従っているその一部であるということ、我々が意識しているのであれば、我々はしっかりとした魂で耐えるであろう。もし我々がこのことを明晰判明に知解するのであれば、知力 *intelligentia* によって定義さ

れる我々のあの部分、すなわち我々のより良き部分はまったくそのことに満足し、かつその満足に固執するよう努力するであろう。なぜなら、我々は知解する限りにおいて、必然的であるもの以外の何ものも欲求しえず、そして真なるもの以外の何ものにも端的に満足しえないのである。従って、我々がこのことを正しく知解する限り、我々のより良き部分の努力は全自然の秩序と完全に一致するのである」(E4Ap32)。

[注]

- 1) cf. E1AP, E2P43S.
- 2) 「スピノザは、しかしながら、彼の極端な唯名論がすべての規範倫理学を無意味にしてしまうということに気づいていた。もし普遍なるものがイマジネーションの事物に過ぎず、そしてもし事物の形相に関わる本来的な完全性というものが存在しないのだとすれば、完全な人間という概念は形式的妥当性を有さない。現実存在している人間は完全であり、彼が作用因として為すこともすべて同様に完全である。すべての人間に適用可能である卓越性の普遍的基準は存在しない。倫理学の概念は幻想、社会の虚構となる」(Bidney, p.272)。
- 3) Ibid. p.273。さらにビドニーによれば、こうした概念が客観的妥当性を持つのは、理性によって考案された「存在の形相 form of being」であり、言うなれば「理性的存在 ens rationalis」であるからだという。すなわち、「人間本性の型」を実在的な形相として捉えることによって客観的妥当性を有することを主張しているのである。このような解釈は、そもそもビドニーがスピノザを実在論と唯名論両方の傾向を有する哲学者だと解釈していることに裏付けられているのだろう (ibid. p.146-147)。
- 4) 真田、101頁。
- 5) Ibid. 119頁。
- 6) e.g.「理性の指図のみに従って生きる人間の観念は、それが内在的規範 norme intrinsèque を構成するがゆえに、現実に型 modèle としての力を持つ。その観念はすべての人間において与えられる。というのも、その観念は共通概念であり、ゆえに各々において内在的な方法で展開していくからである」(Jaquet, p.85)。「スピノザにとって規範は、活動している個体の外部から命令的な仕方与えられるようなものではなく、生の活動そのものに内在的である」(藤井、173頁)。「『エチカ』第四部でのスピノザの意図は、自己の欲望に対して外在的な規範でなく、自

己の欲望からほとんど自然発生的に導き出される内在的規範の論理を打ち立てることにあった(…)](柴田、17頁)。

- 7) 真田、118頁。「それ故、「人間本性の型」が、一つの「倫理的規範」として我々の行為を規定するとすれば、それは我々に次のように命ずるであろう。即ち、「自己の本性の必然性のみに従って行為せよ」、と。こうした意味において、スピノザの言う「人間本性の型」は決して我々の外部から、他者によって我々に与えられるべきものではなく、我々自身が、我々自身の本性に従って形成して行かなければならないもの、なのである」。
- 8) ほほ同じようなことは『エチカ』でも述べられている。cf. E4AP4.
- 9) cf. E4AP, E5P10S,
- 10) このような読みは、スピノザの倫理を「身体に何ができるか」という問いに帰着させるドゥルーズの読解を思い起こすかもしれない (Deleuze, pp.235-236)。「真の自然法は力 *pouvoir* の規範であり、義務の規則ではない」(ibid. p.247)とするドゥルーズと本稿は当然、立場を同じくする。精神の力能を評価するためにまず身体に何ができるかを問題にする、というドゥルーズの読解に本稿が負うところは大きい。
- 11) 「もし人々が自由なものとして生まれたとしたら、彼らは自由である間は善悪の概念を形成しなかったであろう」(E4P68)という定理の仮定が誤りであり、そういった仮定は、「人間本性だけに着目する限りにおいてのみ、あるいはむしろ、無限なものとしての神ではなく、単に人間の存在の原因に過ぎない神に着目する限りにおいてのみ、考えられる」(E4P68S)というスピノザの限定を、「着目する *attendere*」という語からヨウバも本稿と同様に知的な対象を考察するための一種の数学的シミュレーションを読み取り、また本稿と同様にその人間本性は努力であるとする (Youpa, pp.76-79)。
- 12) この定理と関連づけてではないが、ジャケールは内在的規範を、理性によっては完全に完成されはしないと考えていた。「〈「人間本性のモデルとしての *tanquam* 人間の観念」における〉として *tanquam* という形容詞がもたらす制約、そういった制約がもしあるとしたら、理性的人間という内在的モデル *modèle immanent* が内在的規範を完全には我々に割り当てはしない、ということをそういった制約は単純に意味している。というのも、それは第三種の認識の領域に属するからだ。実際、理性は人間の共通の諸特質を表現するだけで、各々の個的本質は表現しない。それゆえ、そういった諸特質の証明は、真ではあるが、直観知によって得られる結論にまで我々を屈させることは少しもない」(Jaquet, p.86、〈内は筆者による〉)。また、『エチカ』第5部で実生活への適用を論じる際、第4部では話題に上がっていない感情の療法について論じているため、この感情の療法の議論は実生活への適用においては重要だろうが、このことに関してはまた別の機会に議論したい。

[一次文献]

Spinoza Opera, 4vol., Carl Gebhardt, Heidelberg : Carl Winters, 1925.

なお、翻訳は主に岩波文庫の畠中尚志訳を参考にし、『神学・政治論』については光文社の吉田量彦訳も参考にした。

『エチカ』からの引用は慣例に従い以下のように略記した。Def= 定義、P= 定理、D= 証明、S= 備考、C= 系、AP= 付録、PR= 序言。『往復書簡集』はEP、『神学・政治論』についてはゲブハルト版のページ数をGIIIの後に記載した。

[参考文献]

Bidney, D. : *The Psychology and Ethics of Spinoza*, New York, 1962.

Deleuze, G. : *Spinoza et le problème de l'expression*, Les Éditions de Minuit, 1968.

Jaquet, C. : *Les expressions de la puissance d'agir chez Spinoza*, Publications de la Sorbonne, 2005.

藤井千佳世、「スピノザとカングレム—生の規範から倫理的範型 (exemplar) へ」、『哲学』64号、日本哲学会、2013年。

真田郷史、「スピノザの倫理思想における目的因の否定—〈人間本性の型 (exemplar humanae naturae)〉をめぐる—」、『哲学研究』vol545、京都哲学会、1987年。

柴田健志、「内在的規範の論理—スピノザの『エチカ』第四部における「人間本性の範型」—」、『鹿児島大学法文学部紀要人文科論集』vol70、2009年、pp.1-20。

Youpa, A. : “Spinoza’s Model of Human Nature”, *Journal of The History of Philosophy* 48(1), Johns Hopkins University Press, 2010, pp.61-76

(大学院博士後期課程学生)

SUMMARY

The Problem of Norm in Spinoza's Ethics

Yujiro ODA

When commentators interpret Spinoza's ethical theory, they often use the term "norm." However, this term is actually found nowhere in his Ethics as an ethical meaning in itself. This leads us to the question, is it an error to read into ethical norms when examining Spinoza's ethical theory? Although in Part IV of Ethics, it appears that Spinoza is indeed discussing ethical norms as he shows the concept for the "model of human nature" in the preface of this Part, one should question whether or not the concept he refers to is a conceptual ethical norm. In other words, despite the absence of the word "norm," should we consider ethical norms in Ethics?

The so called norm that Spinoza discusses in Ethics, is, as ordinarily interpreted in ethical meaning, a necessary law of human nature derived by geometric demonstration. It is neither a norm which we should follow nor an ideal which we should realize. Instead, it is a law of nature which is inherently followed by human desire. These laws simply present good and evil for human beings.

Spinoza says that knowledge itself is the understanding of these laws and that the power and impotence of human beings has an effect (E4AP32). However, it does not mean that he rejects the practice of these ethical rules (*recta ratio vivendi*) (E5P10S). The practice of such rules is a problem of remedy of feeling in Part V.